

環境科学部

環境科学部の主要業務は、環境に関する試験検査及び調査研究であり、水質関連業務、大気関連業務及びダイオキシン類関連業務に大別される。

水質関連業務では、水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川）の水質調査、地下水質の調査、工場・事業場等の排水調査、土壌や産業廃棄物に関する調査、環境放射能調査及びこれらに関する調査研究を行っている。

大気関連業務では、大気汚染防止法に基づく環境大気中の有害大気汚染物質の調査、酸性雨・フロン等の環境調査、煙道排ガスや悪臭の測定及びこれらに関する調査研究を行っている。

ダイオキシン類関連業務では、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づくダイオキシン類に関する試験及び調査研究を行っている。

平成18年度に実施した業務概要を以下に報告する。

1 水質関連業務

平成18年度に実施した各区分ごとの試験件数及び延項目数を表1に示す。

(1) 河川水調査

公共用水域等の水質測定計画に基づき、太田川水系及び八幡川水系の調査地点（図）において、河川の水質調査を実施した。調査地点のうち環境基準点5地点を含む8地点で毎月1回、その他の2地点は2か月に1回、pH、BODなどの生活環境項目等について調査を行った。また環境基準点5地点については、カドミウム、全シアンなどの健康項目と銅、鉄などの特殊項目の調査を年2回実施し、栄養塩類の調査を年4回実施した。

健康項目については、全地点で環境基準を満たしていたが、生活環境項目では大腸菌群の基準を超えている地点が多くあった。

(2) 地下水調査

公共用水域等の水質測定計画に基づき、地下水の水質状況を把握するための地下水調査を行っている。18年度は市域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査を10地点で年1回実施し、また確認された汚染の継続的な監視等を目的として定期モニタリングを7地点で年2回実施した。

(3) 洗剤残存調査

合成洗剤による河川の汚濁状況を監視するため、合成洗剤の主成分である直鎖型陰イオン界面活性

剤（LAS）について、河川水中の残存調査を実施している。18年度は11月に前年度と同様に市内の13河川を対象に15地点で調査を行った。住宅地を流れる小河川1地点でLASが検出されたが、その他の河川では検出されなかった。

(4) 有害化学物質調査

市内河川及び広島湾北部海域に残留する化学物質調査の一環として、河川11地点、海域5地点で採取した水、底泥試料について、ビスフェノールF等の調査を行った。

(5) 工場・事業場排水調査

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、環境局環境保全課が工場・事業場の立入検査を行い採取した排水について、水質試験を実施した。試験件数は134件で、pH、BODなどの生活環境項目、カドミウム、シアンなどの有害物質について、延べ1,339項目の試験を行った。

また、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成2年5月24日環水土第77号環境庁水質保全局長通知）に基づき、市内ゴルフ場からの排水中の農薬調査を行っている。18年度は、市内8か所のゴルフ場について、ゴルフ場使用農薬暫定指導指針で基準が設定されている農薬のうち42項目について水質試験を行った。

(6) 土壌・廃棄物調査

環境保全課等関係課からの依頼により、土壌環境基準のほか、農用地の土壌の汚染防止等に関する

表1 水質関連業務試験件数

区 分	件数	延項目数
河川水調査	120	1,606
地下水調査	24	428
洗剤残存調査	15	15
有害化学物質調査	23	59
工場・事業場排水調査	134	1,339
土壌・廃棄物調査	9	69
環境放射能調査	19	43
内分泌攪乱化学物質環境調査	17	67
環境省委託調査	6	21
苦情調査等	156	1,163
一般依頼調査	22	56
計	545	4,866

る法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき，土壌・廃棄物調査として9件69項目の試験を行った。

(7) 環境放射能調査

環境中の放射能調査として，毎月1回降下じんについて，線核種分析及び全放射能の測定を行った。また18年10月には大気中浮遊じんについて線核種分析を行った。すべての検体で放射能は通常の水準であった。

(8) 内分泌攪乱化学物質環境調査

人の健康や生態系に悪影響を及ぼす内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質について，河川及び海域の汚染状況の調査を年1回実施している。18年度は，前年度に引き続き河川は9地点で水質について4-t-オクチルフェノール等3物質の調査を行い，海域は4地点で水質及び底質についてトリブチルスズ等5物質の調査を行った。

(9) 環境省委託調査

環境省では全国の都道府県や政令指定都市等の協力を得て，化学物質環境実態調査を行っている。

18年度も前年度に引き続き本調査を受託し，生物モニタリング調査として，広島湾産のスズキに含まれる化学物質調査を環境省が委託した分析機関と共同で実施した。

(10) 苦情調査等

市民からの水質苦情や水質事故等に伴う有害物質有無の確認及び原因物質等の究明のため，水質試験を行った。18年度の試験件数は156件，1,163項目であった。

(11) 環境測定分析統一精度管理調査

環境省では全国の環境測定分析機関における環境測定分析の信頼性を確保し，精度の向上を図るため，環境測定分析統一精度管理調査を毎年実施している。18年度は前年度に引き続き重金属類を分析対象とした土壌試料に関する基本精度管理調査に参加した。

(12) 一般依頼試験

市内の工場・事業場からの依頼に基づき，事業場排水等について試験検査を行った。18年度の試験件数は22件，56項目であった。



- 吉山川 *
- 宇津橋 *
- 行森川合流点
- 灰川橋
- 戸坂上水道取水口 *
- 水内川河口 *
- 戸山
- 槇原橋
- 魚切貯水池上流 *
- 魚切貯水池
- *：環境基準点

図 河川水調査地点

2 大気関連業務

平成18年度に実施した区分ごとの試験件数及び延項目数を表2に示す。

(1) 有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法の一部改正(平成9年4月1日施行)により,地方自治体は有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めることとされた。また,調査対象物質として,健康への有害性の高い22物質が優先取組物質として指定され,このうちモニタリング手法の確立した19物質について常時監視を実施している。

調査は,平成9年10月から開始し,毎月1回,市内4地点(井口小学校,安佐南区役所,比治山測定局,楠那中学校)において,継続して実施している。今年度の調査対象物質及び各地点の年平均値の検出状況を表3に示す。

なお,有害大気汚染物質のうちベンゼン,トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン及びジクロロメタンには環境基準値が,アクリロニトリル,塩化ビニルモノマー,水銀,ニッケル化合物(以上2003.7設定),クロロホルム,1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエン(以上2006.11追加設定)には指針値が設定されている。

各地点の年平均値は,環境基準値及び指針値のいずれも適合していた。

(2) 酸性雨調査

全国環境研協議会で,「第四次酸性雨継続調査(全国調査)」が平成18年度から3年間計画され,本市もこの調査に参加し,本年度は初年度である。

また,本調査は,日本全域における酸性沈着による汚染実態を把握することを目的として実施されている。

調査地点は伴小学校で,乾性沈着(粒子状陽イオン,粒子状陰イオン,ガス濃度),湿性沈着(pH,陽イオン,陰イオン)等の調査を行った。

各年度の調査結果は,全国環境研協議会が調査年度の翌年度末までに解析・とりまとめを行い,公表する。

(3) フロン調査

昭和63年の「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」,平成7年の「家電リサイクル法」,平成13年度の「フロン回収・破壊法」,さらに「自動車リサイクル法」により,オゾン層を破壊するフロン類の規制,回収がされてきた。

本市も「広島市環境基本計画」に基づいて,

表2 大気関連業務試験件数

区 分*	件数	延項目数
有害大気汚染物質調査	48	912
酸性雨調査	48	504
フロン調査	24	312
降下ばいじん調査	36	504
アスベスト調査	24	24
浮遊粉じん調査	5	65
煙道測定	1	1
悪臭測定	12	12
環境省委託調査	6	12
計	204	2,346

* 苦情は各々の項目に含む

表3 有害大気汚染物質の平均濃度範囲

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査対象物質	年平均値(最小~最大)
ベンゼン	1.3 ~ 1.8
トリクロロエチレン	0.066 ~ 0.25
テトラクロロエチレン	0.063 ~ 0.14
ジクロロメタン	0.76 ~ 0.88
アクリロニトリル	0.056 ~ 0.075
塩化ビニルモノマー	0.028 ~ 0.039
水銀	0.0022 ~ 0.0025
ニッケル	0.0023 ~ 0.0043
クロロホルム	0.13 ~ 0.18
1,2-ジクロロエタン	0.12 ~ 0.13
1,3-ブタジエン	0.15 ~ 0.34
アセトアルデヒド	2.7 ~ 2.9
酸化エチレン	0.082 ~ 0.10
ベンゾ(a)ピレン	0.00024 ~ 0.00030
ホルムアルデヒド	3.1 ~ 4.2
ヒ素	0.00075 ~ 0.0011
ベリリウム	0.00002 ~ 0.000058
マンガン	0.021 ~ 0.028
クロム	0.0028 ~ 0.0047

平成3年度から,大気環境中のフロン類の濃度及び経年的な傾向を把握するため,フロン類のモニタリングを市内4地点(市役所,中国電力南原研修所,五月が丘公民館及び衛生研究所)で,3日間連続で,年2回(7月,12月)継続して調査を行っている。調査項目は,CFC;4物質,代替フロンのHFC;1物質及びHCFC;6物質,その他の特定物質;2物質である。

CFC4物質の検出濃度範囲は、CFC11が、平均0.29ppb(0.23～0.33)、CFC12が、平均0.61ppb(0.54～0.72)、CFC113が、平均0.081ppb(0.070～0.10)、CFC114が、平均0.014ppb(0.0098～0.020)で、昨年度と同程度の濃度であり、経年的には減少傾向がみられた。

(4) 降下ばいじん調査

本調査は「広島市環境基本計画」に基づいて、酸性雨対策を適正に実施するための基礎資料を得ることを目的として、定期的を実施している。

本市の大気汚染状況を総合的に監視するため、「ろ過式採取器」を市内3か所(安佐北区役所、佐伯区役所、伴小学校)に設置し、1か月間採取した降下物試料について降下ばいじん量、pH、陽イオン、陰イオン等の調査を行った。降下ばいじん量の調査結果は、1.70～1.81ton/km²で、昨年度と同程度であり、経年的な変化は、ほぼ横ばいの状態であった。

また、安佐北区役所のpHは、平均(降水量による加重平均)4.69、佐伯区役所は、pH4.69、伴小学校は、pH4.65であった。

(5) アスベスト調査

アスベストは建物の断熱・防音材等として広く使用されており、発ガン性物質であることから平成元年、大気汚染防止法改正で、飛散防止対策や工場の敷地境界の濃度基準が定められた。

本市における大気環境中のアスベスト濃度の実態を把握するため、住宅地域、商工業地域及び幹線道路沿線地域のそれぞれ1か所の計3地点で、年1回継続して調査を行っており、さらに今年度は、2地点追加して調査を実施した。

また、今年度は、建築物の解体作業等に伴うアスベストの飛散による環境汚染の防止を図るため、「アスベスト飛散防止監視事業」として、環境部局と連携し、大気汚染防止法第18条の15の規定に基づき特定粉じん排出等作業の実施の届出があった作業現場に立入検査を行うとともに、作業実施中

に作業現場の周辺大気環境中のアスベスト濃度の測定を実施した。

大気環境調査5地点及び解体等作業現場の全調査地点、いずれの調査地点においても、大気汚染防止法に定めるアスベスト製品製造工場などの敷地境界線における大気中濃度の基準の許容限度(10本/1リットル)を下回っていた。

また、大気環境中のアスベスト濃度を経年的にみると、減少傾向がみられた。

(6) 浮遊粉じん調査

大気環境基準のある10μm以下の浮遊粉じん及びその成分組成を把握するために、伴小学校において、年4回(4月、7月、10月、1月)、大気中の粉じん量、重金属類(12項目)の調査を実施した。

(7) 煙道測定

市内の1か所の事業所を対象に大気汚染防止法に基づく煙道測定を実施した。内訳は窒素酸化物濃度測定;1施設(自主測定)である。

(8) 悪臭測定

悪臭防止法では、機器分析による物質(22物質)濃度又は人間の嗅覚を用いた臭気指数による規制を定めている。

本市では、複合臭や濃度規制対象外の悪臭物質による臭気苦情に対応するため、平成16年1月から、規制方式を臭気指数規制に変更している。

主に、臭気苦情対応として物質の機器分析を行っており、本年度は2地点において、鋳物臭等のVOC濃度の測定を実施した。

(9) 環境省委託調査

環境省では化学物質による環境汚染を未然に防止することの重要性を踏まえ、昭和49年から化学物質の全国調査を開始した。本市もこの調査を受託し、化学物質環境汚染実態調査のための試料採取を行った。

調査結果は、環境省が全国の調査結果の解析やとりまとめを行い、公表している。

3 ダイオキシン類関連業務

環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するために、ダイオキシン類対策特別措置法第26条及び広島市実施計画「有害化学物質による環境リスク対策の推進」の年次計画等に基づき、常時監視調査を実施した。

また、ポリ塩化ビフェニール類(PCB)について調査を実施した。

平成18年度に実施した区分ごとの試験件数を表4に示す。

(1) ダイオキシン類河川調査

太田川水系7地点、瀬野川水系1地点及び八幡川水系1地点の計9地点において、7月と11月の年2回、水質調査を継続実施した。各地点の年平均値の範囲は、0.044~0.27であり、全ての地点で水質環境基準値(年平均値、1pg-TEQ/L以下)を下回っていた。

(2) ダイオキシン類海域調査

広島湾3地点(江波沖、井口港沖及び金輪島南)、海田湾1地点(海田湾中央)の計4地点において、7月と11月の年2回、水質調査を継続実施した。各地点の年平均値の範囲は、0.019~0.073であり、全ての地点で水質環境基準値(年平均値、1pg-TEQ/L以下)を下回っていた。

(3) ダイオキシン類底質調査

河川調査の9地点及び海域調査の4地点の計13地点において、年1回、底質調査を継続実施した。各地点の検出範囲は、河川では0.19~0.51、海域では8.0~16であり、全ての地点で底質環境基準値(150pg-TEQ/g以下)を下回っていた。

(4) ダイオキシン類地下水調査

市域を5kmのメッシュに区切り、水道未給水地域又はダイオキシン類を排出する工場・事業場周辺地域から調査対象メッシュを選定して調査を実施している。

平成18年度は5地点を選定し、年1回、調査を実施した。各地点の検出範囲は0.013~0.018であり、全地点で水質環境基準値(年平均値、1pg-TEQ/L以下)を下回っていた。

(5) ダイオキシン類土壌調査(一般環境把握調査)

一般環境把握調査とは、一般環境における土壌中のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、特定の発生源の影響をあらかじめ想定せずに実施する調査である。

表4 ダイオキシン類関連業務試験件数

区 分	件数
ダイオキシン類河川調査	18
ダイオキシン類海域調査	8
ダイオキシン類底質調査	13
ダイオキシン類地下水調査	5
ダイオキシン類土壌調査	6
ダイオキシン類調査(その他)	2
内分泌攪乱化学物質調査(PCB)	8
環境測定分析精度管理調査	1
計	61

平成18年度は、6地点、年1回調査を実施した。各地点の検出範囲は0.0052~0.18であり、全ての地点で土壤環境基準値(1,000pg-TEQ/g以下)を下回っていた。

(6) ダイオキシン類調査(その他)

2事業所周辺の河川底質及び河川水質を各1地点において、調査を実施した。その結果、いずれの地点も環境基準に適合していた。

(7) 内分泌攪乱化学物質調査(PCB)

内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質のうち、ポリ塩化ビフェニール類(PCB)について、海域4地点(江波沖、井口港沖、金輪島南及び海田湾中央)で、水質と底質について実態調査を行った。その結果、水質では全地点で検出されず、底質での検出範囲は14~69µg/kgであった。

また、検出された数値は、いずれも環境省が実施した平成10年度から平成15年度の全国調査結果における検出範囲(N.D.~2,200)内であった。

(8) 環境測定分析統一精度管理調査

環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を分析し、その結果と分析実施上の具体的な問題点等の調査を行うことにより、環境測定分析技術の一層の向上を図る契機とするとともに、環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性の確保に資することを目的として、本調査は実施されている。

平成18年度は、底質試料中のダイオキシン類を測定対象とした「高等精度管理調査」に参加した。

その結果は、全国平均値とほぼ一致していた。